

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和5年6月9日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第45号「所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

条例のつくりについて確認したい。議案資料ナンバー1の21ページの7項の部分について、今まで旧のほうでは1日につき3,000円で、場合によっては4,000円にすると書いてあるが、今回の新のほうでは1日につき4,000円を超えない範囲内という書き方にしている。旧の前のつくりはどういうつくりなのか。

小山職員課長

ここに記載してあります旧の附則第7項の以前につきましては、この特例がありませんでした。特例が開始したのは令和2年4月ということで、令和2年6月定例会で御審議いただき、令和2年4月8日から適用させていただく特例として設けたものです。

石本委員

今回は4,000円を超えない範囲内というような書き方だが、これま

では新型コロナウイルス感染症のまん延防止に従事した人は1日につき3,000円から4,000円をもらっていたが、3,000円になってしまうということか。

小山職員課長

令和5年5月8日以前の取扱いといたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する特例として1日につき3,000円で、その中でも患者や疑いのある方の身体に接触するような作業、その他これに準ずるようなものについては4,000円ということであり、作業の内容によって3,000円と4,000円という区分を分けて支給をしていたものです。

今回の改正につきましては、今後発生してくる特定新型インフルエンザ等、どういった感染症が拡大するのか分かりませんが、4,000円の範囲でその作業に応じた金額を支給していくという定めをさせていただくための改正です。

石本委員

あくまでも4,000円を超えない範囲内で定めることができる訳だから、例えば急激に増えたり、コロナがぶり返すようなことがあると、手続的には条例で超えない範囲内でよい訳で、あとは市長裁量ということなのか。

小山職員課長

現時点でどのような感染症が拡大し、どのような作業が必要になるのかということは想定が出来ませんので、この上限を定めさせていただくよう

な規定としております。実際に、特定新型インフルエンザ等が発生し、職員がこれに対応するような事態が生じた際に、国においてどのような作業に対しどのような手当を幾ら支給するのか、といった取扱いを参考にしながら、また他の自治体の動向を参考に内容については定めていきたいと考えております。

石本委員

その金額を動かすのは市長裁量ということなのか、議会には付さないで規則でやるのか、その部分を確認したい。

小山職員課長

金額につきましては、人事院規則に準じて定めていく考えであり、実際の金額の定め方につきましては、市長決裁で定めていくというような考えです。

矢作委員

金額も含めて近隣の状況はどのようなか。

小山職員課長

今回の改正の内容については、5月8日の官報で人事院規則の内容が分かってから急いで準備をしたようなところです。他の自治体では、これから同様の改正を行っていくものと考えておりますが、対応が進んでいないようなところもあるのかなという認識をしているところです。

なお、この6月定例会で議案の提出をしている市については、6市あるということで把握をしております。

矢作委員

近隣の自治体の手当の金額が分かれば伺いたい。

小山職員課長

今回人事院規則が上限4,000円の範囲内ということで定めておりますことから、他市におきましても同様の定め方をしてくるものと考えております。

矢作委員

5類になったということで防護服を使わないということもあるかと思うが、発熱した患者さんがいらっしゃった時に、具体的には5類前と今とでどう変わっているのか御説明いただきたい。

小山職員課長

市民医療センターにおいて実施している発熱外来について、内科の発熱外来については対応に変更がないということです。小児科の発熱外来につきましては、従来、発熱者は建物外において抗原検査を実施し、陰性の場合には院内で診察を行うということでしたが、5月8日以降は院内で検査と診察を行うということで変更があったと確認しております。

矢作委員

小児科のほうは抗原検査を省略ということだと思うが、内科のほうは対応が同じというのは、やっぱり防護服を着てPCR検査をしてということなのか。

小山職員課長

防護服の着用の有無までは確認できておりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第45号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時10分）

（説明員交代）

再 開（午前9時11分）

○議案第46号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

議案書の5ページの下段部分について、昨日の議案質疑の中で、現在市内にどれくらいこれに該当するマンションがあるのかは把握されていないとのことだったが、議案書の下から4行目を見ると、工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないとある。3か月以内に出さないといけないということだが、市もどのマンションが該当するのか分からない中で、自分がその減免に対応するマンションかどうかというのは、どうやって知るのか。せっかくこういう減免のマンションの税制をつくるのはいいが、知らないで3か月過ぎたらアウトではないか。どうやって知るすべがあるか、どういった議論があったのか。

池田資産税課
長

まず、街づくり計画部で、管理計画の認定を受ける際に知ることができます。また、今ですと、建設業者などのホームページにもこういう軽減制度が受けられますというようなPRがありますし、改修工事を行うに当たっては、一級建築士やマンション管理士が入って、まずどの部分の工事を行うのかということと事前に打ち合わせますので、その時点でどういう工事をすれば軽減が受けられるのかというアドバイスを受けられることから、工事の前段階で税の軽減制度があるということをマンション管理組合

としては知ることができるというふうに考えております。

矢作委員

認定を受けたマンションが7棟あるとのことだが、それはお示しいただけるのか。

池田資産税課
長

市のホームページで公開しております。アドバンス新所沢、西武小手指ハイツS棟、グレースシアタワーズ所沢、レジェンドくすのき台、ジェイパレス小手指、コスモ新所沢公園通り、ソフィア所沢の7棟になります。

矢作委員

その7棟が修繕しているけれども、これの対象にはならないということだったのか。

池田資産税課
長

7棟のうち2棟については、建築してから20年未満ですので、20年以上という要件から外れます。残りの5棟のうち2棟については、元々積立資金が高めに設定されており、国の示す基準以上の積立金が確保されておりましたので、これも対象から外れます。残りの3棟については、過去に工事をしていたのか等を把握しておりませんので、対象になるのかどうかは申告書をいただいて判断する形になります。

矢作委員

議案資料ナンバー1の33ページについて議案質疑でもあったが、電動キックボードも今度から対象になるということだが、危険運転の報道も結

構あるがそういうこともあって、こういう対応がされたということにつながったという理解でよいか。それとも特に関係はないのか。

橋本市民税課長 特に関係はありません。

矢作委員 森林環境税のところだが、東日本大震災への1,000円の税金がこちらに振り替えられるということだが、そうなると東日本大震災への復興の財源というものはなくなるということなのか。

橋本市民税課長 東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法の第2条に定める基本理念に基づき、地方自治体を実施する防災のための施策のための費用として、現在行われている復興財源である臨時特別税の税率アップという形になっておりますが、復興自体のためのものではなく、国税である復興税は別物であり基本的には残っております。

矢作委員 そうすると、地方自治体が防災のために何かをするということに交付はなくなるということによいか、こちらのほうは。

橋本市民税課 そのとおりです。

長

矢作委員

本体のほうは残るということでよいか。

橋本市民税課

そのとおりです。

長

大石委員

森林環境税の使い道で、昨日の議案質疑の中でなら枯れ対策にも使えるというふうに考えているという答弁があったが、所沢市で対象となる雑木林が17haあるとヒアリングで聞いたが、森林経営管理制度というのをつくっていく必要があるというふうに聞いた。それも全部民地のみそれが使えるということと、民地のなら枯れ被害にどうやってこの制度をのけていかなくはいけないのかということがわかりましたら教えてほしい。

新井財務部次

長

森林環境譲与税の使い道につきましては、法律上定められておりますが、個別具体的には記載されておりません。市のほうで使い道については、しっかりと市議会であるとか市民であるとか説明をしていってくださいということになっております。使い道として大きなものは、森林の整備ということではありますが、管理が行き届いていない民地、私有林について主に使っていくというのが基本的な考え方であり、それが所沢市においては17haあります。公有林につきましても、一定の条件のもとで使えるというふうに認識しており、その確認の方法といたしましては各自治体のほうで使っている例を確認させていただき、場合によっては埼玉県にも

確認して、適正かどうかというところは判断をしていくといったものです。現段階で、どれがいいどれが悪いというのは決められているものではありませんので、そういった中ではなら枯れということで活用している自治体があると聞いておりますので、全く駄目な使い方ではないという認識です。

大石委員

特定小型電動機付き自転車に係る部分だが、これは御当地ナンバープレートとかは検討していないのか。

橋本市民税課
長

このナンバープレートにつきましては、車体の大きさの関係から、議案質疑でも御説明いたしましたとおり、10 cm 掛ける10 cm と小型化をいたしました。これに加えて、自賠責保険のシールを貼る部分も考えておかなくてはならないということから、現在の50 c c のバイクは横20 cm ありますが、それについているような市のシンボルマーク的なものを設ける余地がなかったということですので、シンプルに白地に数字と所沢市ということだけを載せさせていただいているところです。

石本委員

議案資料ナンバー1の33ページのところだが、今回何項目かあるわけだが、令和5年7月1日から施行とか令和6年1月1日から施行とかになっているが、例えば企業に対する周知期間があるから多少時間を持つということは理解できるが、2番の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化はすぐ

やれそうだと思うのに、令和7年1月1日から施行となっている。国からの地方税法改正に当たって、どうして令和7年になったのかとか説明とかあったのか。単純にマイナンバーカードが普及してくることを見込んでこうなったのかと思ったが、施行日の違いがあるわけだが地方税法の改正に基づいて通知があったのか。

橋本市民税課
長

この辺については、なぜこの期間が設けられているのかという詳細な説明はありませんでした。

矢作委員

森林環境税のところについて、先ほど民地も対象になるということだが、例えば市内でも民地のところで大きな木があつたりして処分に困っている方もたくさんいらっしゃるわけだが、何らかの基準をつくってやっていくことになるのか。森林の保全というか倒木のおそれがあるとか、いろいろあるが、その辺は今後どういうふうにやっていくのか。

新井財務部次
長

元々は森林環境税、森林環境譲与税が出来た時に、森林経営管理法というのができまして、イメージとしては大きな山林というか市街地にあるような小さいものは想定されていなかったという現実もあるかと思えます。所沢市の場合、雑木林のような小さいものも多く、それをいわゆる森林という定義で呼べるかというところがまず一つ目にあると思えます。ただ、先ほど申しましたように、譲与税になったこの段階の使い道といたし

ましては、大枠では示されておりますが具体的には示されていないという
ような中で、例えば災害の発生によって倒木のおそれがあるとか、そうい
ったところには活用できますというような例は出ているところです。状況
によっては活用は不可能ではないと考えられますが、委員のおっしゃるよ
うに基準を設けて検討していく必要があると認識しております。

矢作委員

議案質疑もしたところだが、森林環境譲与税は市民からは集めるという
ことだが、CO₂が発生するような事業者への課税というのは特にないと
いうことでよいか。

橋本市民税課
長

昨日の議案質疑の答弁のとおり、企業に対する課税のものではありませ
ん。

斉藤委員

森林の整備・再生というものは、所沢市の雑木林が増える方へ向かって
いくのか、それとも整備で伐採する方へ向かっていくのか伺いたい。

橋本市民税課
長

森林環境税の創設の趣旨ということを御説明しますが、国の資料により
ますと、森林の有する地球温暖化防止、災害の防止、国土の保全、水源の
涵養等の様々な公益的機能というものは、国民に広く恩恵を与えるもので
あり、適切な森林の整備を進めていくということが我が国の国土や国民の
命を守ることにつながるということで、今回の新たな税というものは、国

民一人一人がそのために等しく負担を分かち合って、我が国の森林を支える仕組みとして創設されるといったところが趣旨になりますので、基本的には森林を守る、あるいは地方の適正な管理がされていないところの管理をしっかりと森林を守るという趣旨から設けられているものと考えております。

斉藤委員

森林が育っていくほうのイメージで考えてよいか。

橋本市民税課
長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第46号所沢市税条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は、災害復興税を森林環境税に変え、扶養親族等申告書の簡素化、電動キックボードへの税率の創設、長寿命化に資する工事を行ったマンションへの減税特例の新設などが提案されました。申告書の簡素化や長寿命化工事を行うマンションの減税は、市民にとっては有効です。

しかし、森林環境税、森林環境譲与税は、国民には低所得者でも課税する一方、大企業には負担を求めています。地球温暖化対策を進めるためには、温室効果ガス排出者にも負担を求めるべきと考えます。以上申し上げます、今回の条例改正には反対いたします。

入沢委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第46号所沢市税条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

森林環境税につきましては、ますますの森林の整備や再生のために必要なものでありますので、適切であると考えます。

【意見終結】

【採 決】

議案第46号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時32分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前9時47分）

佐野委員長

○視察について

次に、公民連携室に関する調査のため、閉会中に視察を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(委員了承)

なお、日時、場所等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(委員了承)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決した。

散 会（午前9時48分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第2回（6月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について